

財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市森林組合林家指導等事業補助金

【静岡市森林組合】

②静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金

【清水漁業協同組合】

監査期間 令和6年8月20日～令和7年1月9日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、指摘事項・指導事項はありませんでしたが、1件の意見を付しました。

●意見

・実績報告書類の審査について

今回の監査を行った結果、静岡市森林組合林家指導等事業補助金及び静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金の両補助金において、実績報告書類としての記載内容が不十分なまま補助金の額を確定している状況が見受けられました。

（１）林家指導等事業補助金の補助事業の確認について

所管部局は補助事業に該当する事業であるかの確認を実績報告書及び添付書類だけではなく、必要に応じて聞き取りを行い確認しているとのことでしたが、当該補助金の実績報告書及び添付書類からは林家に対する森林施業等の技術的指導及び林業の普及・啓発事業に該当するのかが明確でないものが見受けられました。

（２）林家指導等事業補助金及び清水漁協指導事業補助金の補助対象経費となる人件費の確認について

林家指導等事業補助金については、補助事業に要した人件費の計上に当たり、日額単価に労働日数（人工）を乗じて算出していましたが、その人工を確認するために添付されていた書類が職員の各月ごとのカレンダー形式のスケジュール表のみで従事時間が記載されていませんでした。

清水漁協指導事業補助金については、補助事業に要した人件費等を担当職員3人の1.5人分として算出していましたが、1.5人分の業務量を確認するための書類が事業一覧表（事務手続の名称と事務の実施日を経費の区分ごとに記載した一覧表）のみとなっていました。

どちらの補助金も、実績報告書類の内容からは補助対象となる業務量を読み取ることができず、これについては所管部局が団体へ聞き取り等を行い確認

しているとのことでしたが、その聞き取った内容の記載がなく、補助対象経費や補助金額の正当性が書類上確認し難い状況となっていました。

林家指導等事業補助金の所管部局においては、当該補助金が団体の運営を補助するものではなく、事業に対しての補助であり、実施された事業が補助事業に該当するかどうかの確認は、交付決定及び交付確定をする上で非常に重要であることから、団体が実施する事業と補助対象事業との対応関係を整理しておく必要があります。

また、両補助金の所管部局においては、補助金額が適正なものであるかを補助金交付決定伺により確実に審査する必要があることから、補助要件に合致した事業内容であるかを把握するための記載方法について団体に指導することや算出の基礎となる書類を団体から追加徴取するなど、適正な実績報告書類を求めることにより適切な審査が行われ、後年度に書類を確認した際に当該補助金の内容が的確に伝わるよう文書が整えられることを望みます。